

令和5年4月7日

保護者様

| | |
|--------------|-------|
| 長久手市教育委員会教育長 | 大澤 孝明 |
| 日進市教育委員会教育長 | 岩田 憲二 |
| 東郷町教育委員会教育長 | 中根 一郎 |
| 豊明市教育委員会教育長 | 藤井 和久 |

中学校の部活動のあり方について

春暖の候、皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の教育にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。さて、愛知地区では、「中学校の部活動のあり方」について、4市町合同で、学習指導要領に記された部活動の意義も踏まえ、生徒の健康維持や自由時間の確保、教員の多忙化解消のため、また、部活動の地域移行を見据えて検討し、下記のように、取組を進めていくこととしております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 通常期間の活動について

- (1) 平日のうち2日は、休養日とする。なお、休養する曜日は学校ごとに定める。
- (2) 土日のうち1日は、休養日とする。また、祝日と重なり3連休以上になる場合は、少なくともその半分を休養日（時間）とする。なお、3連休の場合は1日を、4連休・5連休の場合は2日を少なくとも完全休養日とする。
＊大会出場により休養日を設定できない場合は、月内に代替日を設定する。
- (3) 家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。
- (4) テスト週間・期間は、休養日とする。

2 活動時間について

- (1) 平日は2時間程度とする。ただし、最終下校時刻は17:30を越えないようにする。
- (2) 土日祝日は3時間程度とする。ただし、複数校集まっての練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、1日練習は2日以上連続しないこととする。

3 長期休業中の活動について

- (1) 大会以外の土日祝日は、休養日とする。（活動した場合は平日を代替日とする）
- (2) 県で決められた「会議、行事等を行わない期間」（8月9日～8月15日）は、休養日とする。
- (3) 年末・年始休業日（12月29日～1月3日）は、休養日とする。
- (4) 活動時間は3時間程度とする。ただし、複数校集まっての練習試合やホール練習など、やむを得ない場合は、1日練習を午前3時間程度、午後3時間程度の活動として認める。なお、その場合も1日練習は2日以上連続しないこととする。

4 朝練習について

原則「なし」とする。しかし、目的が明確であり、補助的で最小限の期間に限っての実施は認める。その場合は、登校時間における安全に十分配慮した開始時刻とし、自主参加とする。

5 その他

猛暑や雷雨等の異常気象時および感染症の流行時においては、教育委員会や学校の判断により、活動の中止や活動時間の短縮等の措置をすることがある。

【問合せ先：長久手市教育委員会 指導室（TEL 0561-56-0626）】